



環廃産発第 080331001 号

平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）において平成 19 年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）

「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の適用に関して、行政手続等の合理化等のため平成 19 年度に必要な措置を講ずることとされたところであるが、これを受け検討を行った結果、今般、下記のとおりとしたので通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記



第一 産業廃棄物処理業の許可申請手続きに係る書類の統一化について

各都道府県においては、事務の効率化及び申請者の負担軽減の観点から、許可申請手続きに係る書類を各都道府県間で統一する必要があることから、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可申請書添付書類の様式の統一化について、平成 18 年 3 月 31 日付け環廃産発第 060331001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知において、標準様式を示し通知したところである。

については、当該通知の内容に十分留意し、当該様式の統一に積極的に努められたい。また、商業登記簿謄本、登記事項証明書等については、原本照合等を行うことにより、原本写しであっても届出事項の目的は果たせるものであり、可能な限り原本写しにより対応されたい。

このことは、一層の様式の統一化を図るため、これまでの通知の内容を再度周知するものである旨留意されたい。

第二 産業廃棄物処理業の許可申請等に係る先行許可証の活用について

先行許可証（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）に定める添付書類をすべて添付して受けた産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置許可であって、当該許可の日から 5 年を経過していないものに係る許可証をいう。以下同じ。）の提出による添付書類の一部省略については、平成 13 年 11 月 30 日付け環産第 516 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知（以下「平成 13 年通知」という。）、平成 16 年 4 月 1 日付け環産発第 040401006 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知（以下「平成 16 年通知」という。）、平成 18 年 2 月 16 日付け環産発第 060216003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて」（以下「許可事務通知」という。）及び平成 18 年 3 月 31 日付け環産発第 060331001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知（以下「平成 18 年通知」という。）において、先行許可証の提出を以て許可事務において省略することができる書類等について詳細に通知してきたところである。

については、平成 13 年通知、平成 16 年通知、許可事務通知及び平成 18 年通知に十分留意し、本制度の積極的な活用を図られたい。なお、許可申請手続のうち更新手続については、申請者の意思により許可有効期限の到来以前に行うことも可能であるが、更新対象となる許可証を当該更新手続における先行許可証として活用することは当然できないものである。

このことは、先行許可証の活用を一層促進するため、平成 13 年通知、平成 16 年通知、許可事務通知及び平成 18 年通知の内容を再度周知するものである旨留意されたい。